

新潟都市計画道路の変更（新潟市決定）

1. 都市計画道路中 3・5・554 号 山の下河渡線を 3・4・554 号 末広町臨港線に名称を改め、
3・2・503 号 小張木関屋線ほか 3 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線数	幅員		地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・503	小張木関屋線	新潟市中央区女池神明三丁目	新潟市中央区関屋昭和町一丁目	新潟市中央区上近江四丁目	約 3,160 m	地表面式	4 車線	30 m	JR 上越新幹線と立体交差 JR 越後線と立体交差 幹線街路 3.2.502 新潟バイパスと立体交差 幹線街路と平面交差 6 箇所	22 ~ 36 m	
	3・3・510	寄居浜線	新潟市中央区田中町	新潟市中央区関屋	新潟市中央区西船見町	約 3,020 m	地表面式	4 車線	22 m	幹線街路と平面交差 4 箇所		
	3・4・537	平島線	新潟市西区山田字堤付	新潟市西区青山二丁目	新潟市西区平島三丁目	約 2,440 m	地表面式	4 車線	16 m	幹線街路 3.2.502 新潟バイパスと立体交差 幹線街路と平面交差 1 箇所	16 ~ 19 m	
	3・4・554	末広町臨港線	新潟市東区末広町	新潟市東区臨港一丁目	新潟市東区古川町	約 920 m	地表面式	2 車線	18 m	幹線街路と平面交差 3 箇所		
	車線の数の内訳					約 490 m						
						約 430 m						
	3・3・561	海岸線	新潟市西区青山	新潟市西区内野上新町	新潟市西区五十嵐一の町	約 8,450 m	地表面式	4 車線	26 m	幹線街路と平面交差 4 箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路に 3・5・592 号 臨港町平和町線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線数	幅員		地表面式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・5・592	臨港町平和町線	新潟市東区臨港町三丁目	新潟市東区平和町	新潟市東区臨港町三丁目	約 700 m	地表面式	2 車線	15 m	幹線街路と平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

3. 都市計画道路中 3・4・546 号 五十嵐一の町線を廃止する。

理 由

長期未着手となっている都市計画道路の見直しの結果を踏まえ、都市計画道路の変更を行う。

3・2・503号 小張木関屋線の一部区間については、「西海岸公園」の自然環境を保全するため廃止する。

これに伴い、3・3・510号 寄居浜線については、当該道路との接続交差点が不要になることから区域を変更する。

3・4・537号 平島線の一部区間については、上位計画の位置づけがなく、円滑な交通への寄与、生活利便性の向上及び、都市環境・防災の向上に資することが確認されず、必要性が失われていることから廃止する。

また、廃止しない区間については、現状の道路の幅員が都市計画道路として必要な区域であることからこれに合わせた区域に変更する。

3・5・554号 山の下河渡線の一部区間については、新潟みなとトンネルの入口と交差し、構造上、整備が不可能であることから廃止する。

これに伴い、廃止しない区間のうち起点側については、3・4・554号 末広町臨港線に名称を改め、終点側については、3・5・592号 臨港町平和町線として追加する。

3・4・546号 五十嵐一の町線については、上位計画の位置づけがなく、円滑な交通への寄与、生活利便性の向上及び、都市環境・防災の向上に資することが確認されず、必要性が失われていることから廃止する。

これに伴い、3・3・561号 海岸線については、当該道路との接続交差点が不要になることから区域を変更する。

平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正により、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことから、上記の3・2・503号 小張木関屋線、3・3・510号 寄居浜線、3・4・537号 平島線、3・4・554号 末広町臨港線、及び3・3・561号 海岸線の5路線について車線数を定める。